

第427回南国市議会定例会会議録

第7日 令和4年9月15日 木曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	9番 岩松 永治
10番 西川 潔	11番 土居 恒夫
12番 有沢 芳郎	13番 中山 研心
14番 前田 学浩	15番 村田 敦子
16番 岡崎 純男	17番 野村 新作
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

8番 斉藤 喜美子

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 村田 功
副市長 三木 敏生	参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章
参事兼財政課長 渡部 靖	参事兼企画課長 松木 和哉
情報政策課長 竹村 亜希子	危機管理課長 山田 恭輔
市民課長 横山 聖二	子育て支援課長 長野 洋高
長寿支援課長 中村 俊一	保健福祉センター 所長 藤宗 歩
環境課長 高橋 元和	農林水産課長 古田 修章
商工観光課長 山崎 伸二	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 吉本 晶先	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 松岡 千左	上下水道局長 橋詰 徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長 秋田 節夫	福祉事務所長 池本 滋郎

教 育 長	竹 内 信 人	学校教育 課 長	溝 渕 浩 芳
生涯学習 課 長	前 田 康 喜	監 査 委 員 長	中 村 比 早 子
農 業 委 員 会 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英

—*—

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次 長	門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

—*—

議事日程

令和4年9月15日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和3年度南国市一般会計歳入歳出決算
- 第2 議案第2号 令和3年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 第3 議案第3号 令和3年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第4 議案第4号 令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- 第5 議案第5号 令和3年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第6 議案第6号 令和3年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第7 議案第7号 令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算
- 第8 議案第8号 令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算
- 第9 議案第9号 令和3年度南国市水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第10号 令和3年度南国市下水道事業会計決算の認定について
- 第11 議案第11号 令和4年度南国市一般会計補正予算
- 第12 議案第12号 令和4年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第13 議案第13号 令和4年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第14 議案第14号 南国市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例
- 第15 議案第15号 南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 第16 議案第16号 南国市財産条例の一部を改正する条例
- 第17 議案第17号 南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第18 議案第18号 南国市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 議案第19号 南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第20号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 第21 議案第21号 南国市職員定数条例の一部を改正する条例
第22 議案第22号 市道の認定について
第23 議案第23号 普通財産の無償貸付けについて
第24 議案第24号 高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更に関する議案
第25 承認要求書
第26 議員派遣の件

—————*—————

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第26まで

議発第1号より議発第3号まで

—————*—————

午前10時2分 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

—————*—————

議案第1号から議案第24号まで

○議長（浜田和子） この際、議案第1号から議案第24号まで、以上24件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長植田豊議員。

—————*—————

令和4年9月13日

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

総務常任委員長

植 田 豊

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳入の部 歳出第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第2条繰越明許費の補正 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第14号	南国市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第16号	南国市財産条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第17号	南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第18号	南国市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第19号	南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第20号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第21号	南国市職員定数条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第23号	普通財産の無償貸付けについて	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

*

〔5番 植田 豊議員登壇〕

○5番（植田 豊） おはようございます。

総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第3号、議案第11号、議案第14号、議案第16号から議案第21号まで及び議案第23号の11件であります。去る13日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和3年度南国市一般会計歳入歳出決算及び議案第3号令和3年度南国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の2件につきましては、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和4年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第2款総務費、第9款消防費、第12款公債費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、10億4,495万4,000円の増額計上であります。

その所要一般財源は5億6,477万2,000円であり、地方特例交付金289万1,000円、地方交付税4億555万4,000円、過年度事業に係る負担金110万円、国・県支出金過年度分823万1,000円、財政調整基金繰入金1億716万2,000円及び繰越金4億6,010万9,000円を増額計上し、臨時財政対策債を4億2,027万5,000円減額計上し、補正財源とするものであります。

歳出の主なものは、総務費関係では、行政情報化推進事業費1億363万円及び国・県支出金返還金2億9,212万円を増額計上するものであります。

公債費関係では、公債費利子3,713万1,000円を減額計上するものであります。

繰越明許費では、公園費2,128万5,000円、防災費9,102万8,000円及び小学校管理費8,028万6,000円を追加するものであります。

また、債務負担行為では、学校給食用食材購入費に係る限度額2億2,110万円及び北陵中学校体育館照明リース料に係る限度額316万8,000円を追加するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号南国市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例につきましては、オンラインによる行政手続等の実施のために必要となる事項を定めることにより、市民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とし、本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市財産条例の一部を改正する条例につきましては、本市が整備した光通信設備の西日本電信電話株式会社高知支店への譲渡に関し、譲渡後の当該法人の負担の軽減を図り、もって安定的な光通信サービスの提供に資するため、譲渡した光通信設備のうち、本

柱、支柱又は支線が設置された土地の目的外使用に係る使用料の減免を行いたく、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号南国市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、非常勤職員の「子の出生後8週間以内の育児休業」の取得要件の緩和及び「子が1歳以降の育児休業」の取得の柔軟化に関する所要の規定の整備であり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号南国市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、職員の定年の段階的な引上げ並びに管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制の導入であり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号南国市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、職員の定年の引上げ等が行われること等に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、職員の定年の引上げ後について、60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職した場合の退職理由を当分の間「定年」とする特例を設けること並びに早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例の対象年齢及び割増率を現状のまま維持することであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、職員の定年の引上げ等が行われることに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

主な改正の内容は、60歳に達した日以後の最初の4月1日以後の給料月額を、当分の間、60歳に達した年度の末日に適用されていた給料月額の7割水準とすることであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号南国市職員定数条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、職員の定年の引上げ等が行われることに伴う新規採用者数の平準化及び新型コロナウイルス感染症対策等、随時発生する新たな行政需要への迅速な対応に必要な人材の確保のために、本条例の一部を改正するものであります。主な改正の内容は、市長及び教育委員会の事務部局の職員の定数を見直すことであり、適当と

認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第23号普通財産の無償貸付けについてにつきましては、本市が整備した光通信設備の西日本電信電話株式会社高知支店への譲渡に関し、譲渡後の当該法人の負担の軽減を図り、もって安定的な光通信サービスの提供に資するため、譲渡した光通信設備のうち本柱、支柱又は支線が設置された土地を無償貸付けしたく、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） 産業建設常任委員長村田敦子議員。

＊

令和4年9月13日

南国市議会議長 浜田和子様

産業建設常任委員長
村田敦子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第15号	南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第22号	市道の認定について	原案を可決	適当と認める

		すべきもの	
第24号	高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更に関する議案	原案を可決すべきもの	適当と認める

*

〔15番 村田敦子議員登壇〕

○15番（村田敦子） 産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第2号、議案第4号、議案第7号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第15号、議案第22号、議案第24号の9件であります。去る13日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第2号令和3年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、議案第4号令和3年度南国市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、議案第7号令和3年度南国市企業団地造成事業特別会計歳入歳出決算はいずれも特別会計の決算議案であり、また、議案第9号令和3年度南国市水道事業会計決算の認定については、水道事業会計の決算議案、議案第10号令和3年度南国市下水道事業会計決算の認定については、下水道事業の決算議案であります。これら5件については、なお引き続き慎重審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和4年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費についてであります。主な内容は、農林水産業費関係では、市単独土地改良事業費2,000万円を増額計上し、土木費関係では、市単独道路新設改良事業費3,096万円、公園費2,328万5,000円及び都市再生整備事業費2,383万7,000円を増額計上するものであります。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号南国市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例については、市営住宅の入居者の資格について、原則として同居親族がいることを要件としておりますが、当該親族にパートナーシップ登録を受けた者を含めることができるよう、本条例の一部を改正するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号市道の認定については、西ノ川7号線、明見南5号線及び後免踏切西線は、

都市計画法第29条による開発により整備されたため、市道として認定するものであります。久礼田12号線は、南国市が定める「市道認定、並びに整備基準」を満たす道路であるため、市道として認定するものであります。去る12日に現地調査を担当課長立ち合いのもとで行い、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更に関する議案については、令和5年4月からの新食肉センターによる屠畜事業の開始に伴う高知県広域食肉センター事務組合の解散に当たって、同事務組合の規約を変更する必要があることから、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） 教育民生常任委員長丁野美香議員。

＊

令和4年9月13日

南国市議会議長 浜田和子様

教育民生常任委員長
丁野美香

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第11号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第12号	令和4年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決	やむを得ない

		すべきもの	ものと認める
第13号	令和4年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

*

〔2番 丁野美香議員登壇〕

○2番（丁野美香） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第5号、議案第6号、議案第8号、議案第11号から議案第13号までの6件であります。去る9月13日、副市長及び関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第5号令和3年度南国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第6号令和3年度南国市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第8号令和3年度南国市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の3件につきましては、いずれも特別会計の決算議案であり、なお、引き続き審査の必要性を認め、継続審査に付すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和4年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第3款民生費、第4款衛生費、第10款教育費についてであります。主なものは、民生費関係では、放課後児童施設整備事業費3,912万2,000円を増額計上し、教育費関係では、小学校管理費1億2,130万1,000円、公民館管理費5,929万7,000円及び体育施設管理運営費3,487万6,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和4年度南国市国民健康保険特別会計補正予算につきましては、補正予算の規模は187万9,000円を増額計上であります。歳入では、基金繰入金187万9,000円を増額計上し、歳出においては、保険給付費等交付金償還金187万9,000円を増額計上したもので、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第13号令和4年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模は1億7,767万2,000円を増額計上であります。歳入では、繰越金1億7,677万1,000円等を増額計上し、歳出においては、基金積立金9,225万6,000円及び諸支出金8,451万5,000円等を増額計上したものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（浜田和子） これにて委員長の報告は終わりました。

—————*—————

○議長（浜田和子） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第10号まで、以上10件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも継続審査の申出であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第10号まで、以上10件は継続審査に付することに決しました。

次に、議案第11号から議案第13号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第13号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号から議案第21号まで、以上8件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第21号まで、以上8件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号から議案第24号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第22号から議案第24号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

＊

承認要求書

○議長（浜田和子） 日程第25、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

1. 事項 本委員会の所管に属する事項
1. 目的 所管事項の把握
1. 方法 委員会開催・調査のための視察等
1. 期間 調査終了まで

令和4年9月15日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長 植田 豊

産業建設常任委員長 村田 敦子

教育民生常任委員長 丁野 美香

議会運営委員長 野村 新作

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

—————*—————

議員派遣の件

○議長（浜田和子） 日程第26、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件につきまして、会議規則第159条の規定によりお手元に配付しておりますとお決定したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件はお手元にお配りしましたとお決定することに決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） この際、お諮りいたします。ただいま決しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任をお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

議発第1号から議発第3号まで

○議長（浜田和子） ただいま議発第1号から議発第3号まで、以上3件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

—————*—————

議発第1号

会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年9月15日提出

提出者 南国市議会議員 中山 研 心

賛成者	南国市議会議員	岡崎純男
〃	〃	野村新作
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	西本良平
〃	〃	丁野美香
〃	〃	岩松永治
〃	〃	植田豊
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	前田学浩
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	西川潔
〃	〃	今西忠良
〃	〃	西山明彦

南国市議会議長 浜田和子様

.....

議発第1号

会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定に関する意見書

自治体で働く会計年度任用職員は、2020年総務省調査によると全国で70万とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっています。

適正な任用・勤務条件の確保を目的に、2020年4月から会計年度任用職員制度がスタートしましたが、今なお「官製ワーキングプア」とやゆされる状況にあり、法改正により一定程度改善したものの、依然として常勤職員との均等・均衡、いわゆる同一労働同一賃金の観点からは程遠い状況は変わっていません。とりわけ短時間の会計年度任用職員には法律上期末手当しか支給できないなど格差は広がるばかりです。

良質で安定した行政サービスの維持・向上のためには、会計年度任用職員の処遇改善、雇用安定が急務となっています。

つきましては、次のことが措置されるよう強く要望いたします。

記

1. 短時間勤務の会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し（地方自治法第203条の2、第204条の改正）を行い、短時間の会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。
2. 各自治体において、会計年度任用職員等の処遇改善促進が図られるよう、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。
3. 会計年度任用職員の雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 様
総 務 大 臣	寺 田 稔 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様

＊

議発第2号

地方財政の充実・強化に関する意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年9月15日提出

提出者	南国市議会議員	中 山 研 心
賛成者	〃	野 村 新 作
〃	〃	芥 藤 喜 美 子
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	岡 崎 純 男

賛成者	南国市議会議員	西本良平
〃	〃	植田豊
〃	〃	岩松永治
〃	〃	丁野美香
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	前田学浩
〃	〃	今西忠良
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	西川潔
〃	〃	西山明彦

南国市議会議員長 浜田和子様

.....
議発第2号

地方財政の充実・強化に関する意見書

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展に伴う子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化に向けた取組やデジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保を図ること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充を図ること。また、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置を図ること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展に向けて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確保はもとより、その拡充を含めて検討すること。
6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化に向け、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。

10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日

南 国 市 議 会

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
財務大臣	鈴木俊一様
総務大臣	寺田稔様
厚生労働大臣	加藤勝信様
内閣府特命担当大臣 (地方創生担当)	岡田直樹様
内閣府特命担当大臣 (経済再生担当)	山際大志郎様

＊

議発第3号

安倍元首相の「国葬」に反対し、閣議決定の撤回を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年9月15日提出

提出者	南国市議会議員	福田佐和子
賛成者	〃	今西忠良
〃	〃	中山研心
〃	〃	西山明彦
〃	〃	西川潔
〃	〃	杉本理
〃	〃	土居篤男

賛成者 南国市議会議員 村田 敦子

南国市議会議長 浜田 和子 様

.....
議発第3号

安倍元首相の「国葬」に反対し、閣議決定の撤回を求める意見書

岸田政権は7月22日安倍晋三元首相の「国葬」を9月27日に東京の日本武道館で行うことを閣議決定しました。国葬の法的根拠となっていた「国葬令」は1947年に廃止され、法的根拠がない中での決定です。

岸田首相は7月14日の記者会見で、「国葬」を行う理由として、「憲政史上最長の8年8か月にわたり、卓越したリーダーシップと実行力をもって総理大臣の重責を担い、東日本大震災からの復興や日本経済の再生、日米関係を基軸とした外交の展開など様々な分野で実績を残すなど、その功績はすばらしいものがある」などを挙げています。

このことについては、国民の中でも、銃撃により命を落とした安倍氏に対する追悼の気持ちを持っている人々も含めて、安倍元首相の内政・外交政策、その政治姿勢に対して、大きく評価が分かれています。

また、岸田首相は「国葬」を通じて「我が国は暴力に屈せず、民主主義を断固として守り抜く決意を示す」とも言っています。

しかし、銃撃した容疑者は、「宗教団体への恨みを安倍氏に向けた」と供述しており、問題を「政治信条に対する恨み」「民主主義への暴力」にすり替えるべきではありません。

安倍元首相は、森友・加計問題、桜を見る会問題での政治の私物化、公文書改ざん、特定秘密保護法や安保法制などで強行採決を重ねるなど、民主主義を踏みにじる行動を続け、数々の疑惑についての説明責任を果たさぬままでした。

「国葬」は、安倍元首相の政治的立場や政治姿勢を、国家として全面的に公認し、国家として安倍氏の政治を賛美・礼賛することになります。

弔意を示すか否かは、内心の自由に関わる問題であります。

平和を求める南国市民の会は、法的根拠を持たず、国会審議すら行わず、安倍政治を賛美・礼賛し、国民に弔意を押しつける「国葬」の閣議決定の撤回を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月15日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長 細 田 博 之 様
参 議 院 議 長 尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣 岸 田 文 雄 様

—————*—————

○議長（浜田和子） お諮りいたします。この際、以上3件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） この際、議発第1号及び議発第2号、以上2件を一括議題といたします。お諮りいたします。ただいま議題となりました2件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議発第1号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（浜田和子） 起立全員であります。よって、議発第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議発第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立多数であります。よって、議発第2号は原案のとおり可決されました。

＊

○議長（浜田和子） 次に、議発第3号を議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては、提案理由の説明、質疑、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。21番今西忠良議員。

〔21番 今西忠良議員登壇〕

○21番（今西忠良） おはようございます。

議発第3号安倍元首相の「国葬」に反対し、閣議決定の撤回を求める意見書に賛成の立場で討論を行います。

その前に一言、意見書の本文中、下から3行目の南国市民の会とあるのは、本来なら発議人としては南国市議会となるべきであろうと考えます。

それでは、討論に入ります。

7月8日、参議院選挙の遊説中に安倍晋三元首相が銃撃をされ、死亡されました。事件の背景には、旧統一教会、現世界平和統一家庭連合が繰り返してきた霊感商法の被害者であった山上徹也容疑者の恨みや復讐心があったと伝えられています。いかなる理由があっても暴力で命を奪うことが許されることはありませんが、安倍元首相をはじめ政府の有力者が反社会的なカルト宗教と協力関係を結び、結果的に被害を広げてきたとすれば看過できない問題であります。事件の背景も含めた徹底究明が求められます。

そのような中で、岸田文雄首相は安倍氏の葬儀を9月27日、日本武道館で国葬として行うことを閣議決定しました。国葬とする理由として、憲政史上最長の8年8か月にわたって内閣総理大臣の重責を担ったこと、東日本大震災から復興、日本経済の再生や日米関係を基軸とした外交の展開等の実績を残したことなどを挙げています。

しかし、多くの国民からすれば決してその全てが評価に値するものではありません。法的根拠のない国葬に私ども野党は、政治を私物化をし立憲主義と憲法の平和主義を破壊してきた安倍政治を厳しく批判してきた立場であり、国民の中でも安倍元首相の政治姿勢への評価は大きく分かれていると思っております。

突然不法な暴力で命を奪われたことに対し同情の念は禁じ得ませんし、長く政治に携わってきた政治家としての礼儀を尽くして哀悼の意を示すべきだと考えていますが、これまでの首相経験者と区別して国葬として特別扱いし、全面的に礼賛をし弔意を国民に強制することは許されないと考えます。

そもそも国葬には法的根拠がありません。岸田内閣は、国の行事だとして内閣府設置法を根拠にいきなり閣議決定をしてきました。これは憲法が保障する思想及び良心の自由をも侵害し法の下での平等に反することになります。国費を使うことへの差し止め訴訟や自治体の長らが公費で国葬に参加しないよう求める監査請求等も相次いでいるのが現状であります。世論も大きく分裂をしており、葬儀の政治的利用とも言える安倍国葬の強行を直ちに断念をすることを強く求めて賛成討論といたします。

同僚議員の御賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（浜田和子） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立少数であります。よって、議発第3号は否決されました。

—————*—————

○議長（浜田和子） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第427回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時38分 閉会